

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会の運営について

令和3年5月18日

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会座長

「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会の開催について」（令和3年4月26日男女共同参画局長決定）第4項に基づき、研究会の運営について、以下のとおり定める。

1 開催方法

人生100年時代の結婚と家族に関する研究会（以下「研究会」という。）は、原則として、オンラインで開催する。

2 議事の公表の在り方

- （1）研究会は、非公開とする。
- （2）研究会の終了後速やかに、配布資料を公表する。また、議事録を作成し、発言者に確認の上、公表する。